

# 平成24年度 就学援助（就学奨励金）のお知らせ 相模原市教育委員会

市では、お子さんを国公立の小・中学校及び中等教育学校（前期課程）へ就学させるのに、経済的理由でお困りの方に対して学用品費や給食費などの費用の一部を援助しています。援助を希望される方は、「就学奨励金交付申請書」（市立小・中学校、区役所区民課、まちづくりセンター、出張所、連絡所、公民館、総合事務所内の教育班、学務課に置いてあります。）に必要事項を記入し、該当理由を証明する書類を添付のうえお子さんが在学する学校へ提出してください。生活保護（教育扶助）を受けている方は、修学旅行費と医療費が援助対象となりますが、「就学奨励金交付申請書」を提出していただく必要はありません。なお、申請書は市ホームページからダウンロードしたものを使用していただいても結構です。

<ダウンロード方法>



## 1 援助を受けられる方

### (1) 収入が少ない方（所得上限、審査があります。）

**目安となる年間総所得上限額（平成23年中における世帯全員の総所得の合計額）**

| 世帯人数 | 世帯構成（例）（年齢は平成24年4月1日現在の満年齢）  | * 目安となる年間総所得上限額 |
|------|------------------------------|-----------------|
| 2人世帯 | 父又は母30歳・子ども7歳                | 227万円           |
| 3人世帯 | 父37歳・母35歳・子ども10歳             | 308万円           |
| 4人世帯 | 父41歳・母40歳・子ども13歳・子ども10歳      | 379万円           |
| 5人世帯 | 父39歳・母38歳・子ども13歳・子ども8歳・子ども4歳 | 413万円           |

\* 年間総所得上限額は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」です。（ただし、給与収入のみの世帯の場合）

\* 年間総所得上限額は世帯構成、年齢、家賃の有無等により異なりますので、あくまでも目安としてください。

添付していただく書類……平成24年1月1日現在の住民登録が相模原市の方は、添付書類は不要です。（ただし税が未申告の方は申告していただく必要があります。）平成24年1月1日現在の住民登録が相模原市以外の方は、住民登録をされていた市区町村発行の平成24年度住民税課税（又は非課税）証明書（所得額の確認ができるもの。コピー可）を添付してください。なお、証明書の発行は6月頃からとなりますので、証明書は取得後提出してください。

### (2) 上記（1）以外で平成23年度又は平成24年度に次のア～キのいずれかに該当する方

**\*平成24年度に該当理由の申請を予定している場合も予定者として事前に申請できます。**

| 該 当 理 由  | 添付していただく書類（コピー可）                                   |
|--|--|
| ア 母子世帯などに対する児童扶養手当を受けている方<br>（子ども手当、特別児童扶養手当は対象となりません。）              | 児童扶養手当証書   |
| イ 生活保護が停止又は廃止となった方   | 停止又は廃止の証明書   |
| ウ 収入のある方全員に障害があり市民税非課税の方、又は寡婦・寡夫で市民税非課税の方                            | 住民税課税証明書（非課税証明）<br>（該当年度の1月1日現在の住民登録が相模原市の方は添付が不要） |
| エ 市民税・固定資産税・個人事業税のいずれかが減免された方<br>（災害により減免された方に限ります。）                 | 減免決定通知書  |
| オ 国民健康保険税が減免又は徴収猶予された方<br>（世帯全員が減免又は徴収猶予された場合に限ります。）                 | 減免決定通知書又は<br>徴収猶予決定通知書                             |
| カ 国民年金の掛金が減免された方<br>（世帯全員が減免された場合に限ります。）                             | 免除・納付猶予申請承認通知書                                     |
| キ 社会福祉協議会から生活福祉資金の貸付を受けた方<br>（低所得世帯で貸付を受けた場合に限ります。生活資金の貸付は対象となりません。） | 貸付の決定通知書   |

**\*その他、上記（1）、（2）以外の理由により援助を必要とされる方は学務課に御相談ください。**

## 2 申請方法

- 提出していただく書類 …………… ①就学奨励金交付申請書（お子さん1人につき1枚提出）  
 …………… ②該当理由を証明する書類（コピー可、それぞれの申請書に添付）
- 書類の提出先 …………… 保護者が、お子さんの在学している学校へ提出してください。
- 書類の提出期限 …………… 小・中学校の在學生 → 3月15日（木）まで  
 …………… 小・中学校の新1年生 → 4月20日（金）まで

**\* 添付していただく書類が遅れる場合は、先に就学奨励金交付申請書のみを学校へ提出していただき、書類は取得後、速やかに学校又は学務課に提出してください。（書類には学校名・学年・児童生徒氏名を記入して下さい。）**

- \* **注意事項** (1) 援助を希望する方のみ申請してください。
- (2) 毎年度申請が必要です。(前年度に援助を受けていた方も申請が必要です。)
- (3) 所得等の審査は、原則として住民登録上の世帯構成で行います。
- (4) 必要に応じ、添付書類を追加提出していただく場合があります。
- (5) 申請は随時受け付けますが、年度途中での申請の場合、申請書を学校に提出された月の分から援助が受けられます。
- (6) 未申告等により援助決定が遅れる場合は、決定するまで援助費の支払いができませんので御了承ください。

### 3 援助の決定

書類審査等を行い、7月上旬頃に保護者宛に結果を通知します。(年度途中で申請された方は、随時通知します。)

### 4 援助の内容

○ 学用品費・給食費等 (7月上旬頃に援助決定された方の場合)

| 援助費目               |     | 1回目<br>(4~7月分)<br>8月下旬支払い                                 | 2回目<br>(8~11月分)<br>12月下旬支払い | 3回目<br>(12~3月分)<br>3月下旬支払い | 備考   |
|--------------------|-----|---|-----------------------------|----------------------------|--|
| 学用品・<br>通学用品費      | 小学校 | 1年  | 3,700円                      | 3,700円                     | 3,700円   |
|                    |     | 2~6年  | 4,430円                      | 4,420円                     | 4,420円   |
|                    | 中学校 | 1年  | 7,236円                      | 7,232円                     | 7,232円   |
|                    |     | 2・3年  | 7,958円                      | 7,956円                     | 7,956円   |
| 新入学児童・<br>生徒学用品費   | 小学校 | 1年  | 19,900円                     |                            | 7月末までに申請して援助決定された方のみ   |
|                    | 中学校 | 1年  | 22,900円                     |                            |  |
| 給食費                |     | 実費額   | 実費額                         | 実費額                        | 行事や学級閉鎖等で食べなかった分は除く<br><b>中学校デリバリー給食の喫食分も援助対象</b><br><b>中学校デリバリー給食の3月分は平成25年4月下旬支払予定</b> |
| 校外活動費<br>(宿泊を伴わない) | 小学校 | 交通費、見学科 (限度額 1,510円)                                      |                             |                            | 校外活動に参加した方のみ<br><b>平成25年4月下旬支払予定</b>   |
|                    | 中学校 | 交通費、見学科 (限度額 2,180円)                                      |                             |                            |  |
| 校外活動費 (宿泊を伴う)      |     | 交通費、見学科 (年1回、実費額)   |                             |                            |  |
| 修学旅行費              |     | 教育委員会で認める必要経費 (修学旅行に係る経費の8割程度)<br>*欠席によるキャンセル料は対象外        |                             |                            | 1学期実施校は10月上旬、2学期実施校は12月下旬支払予定  |
| 通学費                |     | 通学距離が児童4km、生徒6km以上 (学区外からの通学者を除く) 及び特別支援学級に通学する児童生徒 (実費額) |                             |                            | <b>3回目は平成25年4月下旬支払予定</b>   |

\* 各回ごとに、御指定の口座 (保護者名義) へ振り込みます。ただし、学校納付金 (給食費・修学旅行費等) に未納がある場合は、学校長口座に振り込む場合があります。

○ 医療費等

| 内訳          | 対象疾病等<br>(学校での健康診断の結果、治療等の指示を受けた場合)                              | 事前の手続き     | 援助額        |
|-------------|--|------------|------------|
| 医療費         | 学校保健安全法に定められた疾病 (結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯(虫歯)、寄生虫病等)              | 医療券の交付     | 被保険者一部負担金額 |
| めがね<br>購入費等 | 片眼裸眼が0.3可・0.3未満の方、視力減退等により片眼矯正視力が0.3可・0.3未満の方、遠視・乱視のため学習に支障がある方。 | めがね購入券等の交付 | 14,000円以内  |

\* 医療券及びめがね購入券等は、学校での健康診断の結果、治療等の指示を受けた対象疾病等によりのみ適用されます。学校を通じて教育委員会から交付を受け、市内の医療機関又はめがね店で受診又は購入してください。

\* 医療券等の交付は、援助決定後の7月中旬以降となります。援助決定前に治療等が必要になった場合には、事前に教育委員会 (学務課) へ御相談ください。

わからないことがありましたら、次のところへお問い合わせください。

**相模原市コールセンター** 電話 **042(770)7777** 午前8時~午後9時 年中無休  
(担当課) さがみはらしきょういくいんかい 相模原市教育委員会 がくむか 学務課 電話 **042(769)8282** (直通)  
※ 所得に関することや個人情報に関することはコールセンターではお答えできませんので、直接、学務課へお問い合わせください。